

平成31年度

札幌市 学校教育の重点



札幌市の教育

札幌市学校教育の重点は幼児児童生徒の発達の段階を踏まえ、学校経営や教育課程の編成及び実施、生徒指導等に活かすために、特に重点となる施策や教育内容を示したものです。

具体的には、「札幌らしい特色ある学校教育」「知・徳・体の調和のとれた育ち（学ぶ力・豊かな心・健やかな体）」「子どもの発達への支援」「信頼される学校の創造」「教科等の枠組を越えた教育」について示しています。

全ての市立幼稚園・学校において校内研修会等で共通理解を図り、本重点を踏まえ、教職員が一丸となって創意工夫を凝らした特色ある教育課程の編成・実施及び学校運営等に取り組むことを期待します。

平成31年度 札幌市学校

札幌らしい特色ある学校教育

園・学校が共通して取り組む
三つのテーマ → P ③

【雪】

【環境】

【読書】



知・徳・体の調和のとれた育ち

学ぶ力の育成 → P ⑤

豊かな心の育成 → P ⑨

健やかな体の育成 → P ⑬

札幌市教育振興基本計画

目指す人間像 「自立した札幌人」

■未来に向かって創造的に考え、主体的に行動する人

■心豊かで自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人

■ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人

札幌市の学校教育が目指す子ども像

幼稚園段階（めばえる）

- 自分なりに考えながら物事をやり遂げる。
- 様々なことに興味・関心をもち、楽しんで取り組む。
- 先生や友達との関わりを深め、愛情や信頼感をもつ。
- 友達のよさに気づき、一緒に楽しく活動する。
- 自然と触れ合うなど身近な環境に親しみ、興味や関心をもつ。
- 発見を楽しんだり、考えたりして生活に取り入れる。

《札幌市の学校教育における子ども観・教育観》

子どもは、どの子もよさや可能性をもっています。
 他者との比較ではなく、その子自身の成長を認めていくことが大切です。
 子どもに寄り添い、伸びを認め、意欲を高める共感的・肯定的なメッセージを伝え、
 子どもの成長を促していきます。

※本書では、「幼保連携型認定こども園」は幼稚園の段階に、また、「中等教育学校」の前期課程は中学校の段階に、後期課程は高等学校の段階に、それぞれ相当するものとします。
 ※特別支援学校においては、年齢に準じた段階や児童生徒一人一人の発達の状況や特性を考慮しながら、目指す子どもの姿を設定するものとします。

教育の重点

子どもの
発達への支援

(特別な配慮を必要とする子どもへの教育)

- ・ 特別支援教育
- ・ 不登校支援
- ・ 帰国・外国人
児童生徒

→ P 17

信頼される
学校の創造

- ・ 校種間連携
- ・ 家庭や地域とともに
進める学校づくり
- ・ 教員の資質
能力の向上
- ・ 安全教育

→ P 19

教科等の枠組を
越えた教育

- ・ 進路探究学習
(キャリア教育)
- ・ 人間尊重の教育
- ・ 国際理解教育
- ・ 情報教育

→ P 23



小学校段階 (そだつ)

- 新たな課題に興味・関心をもち、進んで考えたり工夫したりする。
- 自分の目標をもち、明るく前向きな気持ちで行動する。

- 思いやりの心をもち、相手の気持ちや立場を理解する。
- 互いに認め合い、励まし合ったり助け合ったりする。

- 学校や地域での様々な活動を通して、自分の住んでいる地域や札幌のよさに気付く。
- 郷土や我が国の伝統・文化に触れるとともに、世界の人々や文化に興味・関心をもつ。

中学校段階 (のびる)

- 自ら課題に気付き、その解決に向けて必要な情報を集め、考えたり表現したりする。
- 自分の目標に向かって、希望と勇気をいただき、強い意志をもって行動する。

- 互いの個性や立場を尊重し、様々な見方や考え方について理解する。
- 友情の尊さを理解し、信頼し合う中で、互いに励まし合ったり高め合ったりする。

- 広い視野から札幌の特色を理解し、社会の一員としての自覚をもって行動する。
- 郷土や我が国、世界の伝統・文化を理解するとともに、国際的な視野から物事を考える。

高等学校段階 (ひらく)

- 未来を切り拓くため、自ら生き方・在り方について、広い視野から考えたり、表現したりする。
- よりよい社会の実現に向けて、主体的に判断し、行動する。

- 自他の人格を尊重し、互いの考えや主張を理解するとともに、義務と責任を果たす。
- 互いの立場や意見を尊重し、高め合ったり支え合ったりする。

- ふるさと札幌の伝統・文化に対する理解を深め、社会の一員として継承・発展に努める。
- 郷土や我が国、世界の伝統・文化を尊重するとともに、国際的な視野に立って学び続ける。

札幌らしい特色ある学校教育の推進

「札幌らしい特色ある学校教育」は、【雪】【環境】【読書】を中核をなす三つのテーマとして、全ての園・学校が共通に取り組むものです。札幌の素晴らしい自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や、生涯にわたり学び・向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動を教育課程に明確に位置付け、知・徳・体の調和のとれた学びを推進します。

取組開始から10年を経て、今年度から、取組の一層の充実を図るため、「幼・小・中・高のつながりを意識する視点」と「発信」を重点項目としてリニューアルすることとしました。

→参考 HP 「札幌らしい特色ある学校教育の推進について 報告書」(平成30年札幌らしい特色ある学校教育に係る検討プロジェクト)

札幌らしい特色ある学校教育の中核をなす全ての園・学校が

雪国札幌を考える【雪】

札幌の大切な特色の一つであり、「札幌らしさ」を学ぶための貴重な財源である「雪」を通して、ふるさと札幌への思いを強め、雪に親しみ、雪と共生しようとする心を培います。



未来の札幌を考える【環境】

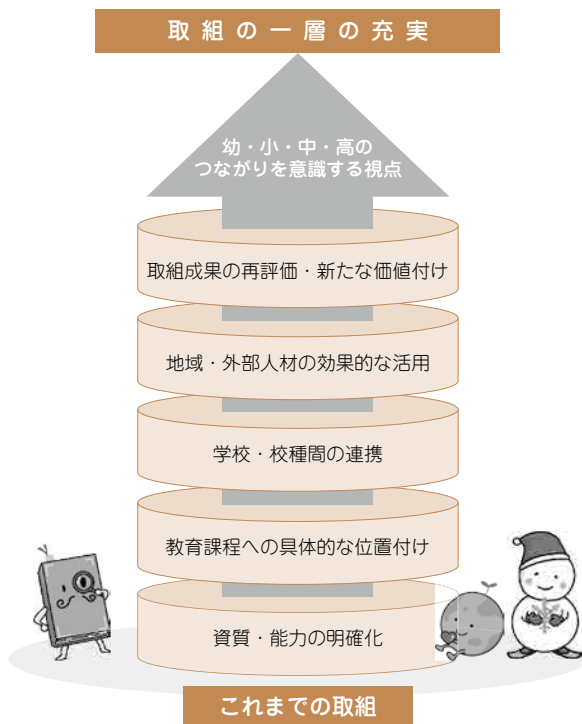
「環境首都・札幌」宣言に基づき「さっぽろ地球環境憲章」を制定した札幌の市民として、四季折々の美しい自然と豊かな文化を次世代に伝え、地球と札幌のよりよい環境を創造しようとする心を培います。



■各校のこれまでの取組成果から、教育界の動向や社会情勢の変化などを

- ・「体力向上」からのアプローチ
- ・SDGsの考え方を取り入れたアプローチ
- ・多様な人との関わりや文化的な施設など
- ・オリンピック・パラリンピック教育からの

幼・小・中・高のつながりを意識する視点



1 つながりを意識する視点について

異校種間で情報共有や連携した取組を進めるときに、つながりの視点を具体的にもつことは、学年段階や校種間の違いによる子どもの学びや育ちの側面から、活動内容等を整理し直すことになり、学習効果の最大化が期待できます。

2 つながりの視点の具体例

- 資質・能力の明確化
- 教育課程への具体的な位置付け
- 学校・校種間の連携
- 地域・外部人材の効果的な活用
- 取組成果の再評価・新たな価値付け

3 つながりの視点の活用例

取組を進めていくため、年度ごとや【雪】【環境】【読書】ごとに、具体例を参考として、重点テーマを設定するなどの方法が考えられます。

具体については、HP「札幌らしい特色ある学校教育の推進について 報告書」(平成30年札幌らしい特色ある学校教育に係る検討プロジェクト)を参照

子どもたちが将来、身近な地域や札幌をはじめ様々な地域や国で活躍していくためには、国際的な視野をもつとともに、ふるさと札幌への思いを心にもつことが大切です。
 ※「ふるさと札幌を心にもつ」とは、札幌で学び、過ごしたりした人々が、札幌を離れたとしても札幌を心のふるさととして誇りをもつことを表しています。

■ふるさと札幌を心にもつ学び

札幌の自然環境・人的環境・文化的環境などの特色を生かした体験的な活動に取り組むとともに、札幌市民憲章をはじめ、札幌の歴史・文化・自然・環境・公共等への理解を深める学習を行うことにより、札幌の特色や魅力について学ぶ機会を充実します。

共通に取り組む三つのテーマ

学びの基盤となる【読書】

「読書」により言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするとともに、「知的好奇心」をふくらませ、一生涯にわたり学び続けようとする心を培います。



踏まえた広まり、深まりへのヒント

社会的環境からのアプローチ
 アプローチ ・教科等横断的な視点からのアプローチ

■学校図書館の利活用

読書センター

学習センター

情報センター

課題探究的な学びを効果的に進める
 基盤としての機能の充実

※札幌市では、司書資格や図書館実務経験をもつ市民から募集した学校図書館司書の配置（中学校全校）や、学校図書館ボランティアの派遣、「寄託図書」「ブックさあくる」の整備などによって、学校図書館運営の充実を図っています。

※学校長を館長とし、司書教諭（学校図書館担当者）をはじめとした教職員、学校図書館司書、学校図書館ボランティアと連携するなどの組織的な活用が重要です。

発

信

1 学校からの発信

他校への発信、他校種への発信、地域への発信、保護者への発信（HP、学校便り、発表会等）

発信から情報共有へ

- ・情報共有することで、「幼・小・中・高のつながりを意識する視点」を生かしやすい。
- ・保護者や地域の方に、学校の取組を理解してもらうことができ、協力が得やすい。

2 幼児、児童、生徒からの発信

学びの成果（自己の成長）の発信
 【雪】【環境】【読書】で育成した態度、思考力・判断力・表現力、知識・技能を自己表現できる力につなげる。

表現活動を通すことで、
 確かな力の一層の育成

- ・子どもの一層の成長が期待できる。

3 「発信」とコラボレーション（つながり）の例

- (1) 【雪】【環境】【読書】のつながり
 - ・【読書】を土台とした【環境】もしくは【雪】の取組成果の発信
 - ・【雪】【環境】【読書】の関連を図った取組成果の発信や、それぞれの取組成果を総合的に発信
- (2) 校種を超えた子どもや教職員のつながり
 異校種間における、子どもや教職員への幼児児童生徒による発信
- (3) 保護者や地域とのつながり
 保護者や地域の方への【雪】【環境】【読書】の取組内容や成果の発信



学ぶ力の育成

学校での学びの質を高め、家庭と一体となって「学ぶ力」を育むことを目指して、
さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プランを推進します。

各学校が「学ぶ力」育成プログラムを改訂し実行

■分かる・できる・楽しい授業づくりの充実

- ・各学校が、自校の子どもの状況を踏まえて、「学ぶ力」の課題を明確化し、重点的に改善します。
- ・改善を図る上で、分かる・できる・楽しい授業の実現に向けて、「学ぶ力」の育成に向けた**5つのポイント**（P8参照）を活用するとともに、以下の2点を踏まえて、バランスのとれた指導を充実させます。

■「子どもが自ら考え、判断し、表現する学習活動」の充実

- ・自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する**課題探究的な学習を取り入れた授業**の工夫を行います。（P7参照）
- ・「**6つのセルフチェック**」の活用による授業づくりの充実を図ります。
- ・小学校5・6年での少人数指導「**算数に一ごプロジェクト事業**」を実施します。

■「自分への自信をもたせるきめ細かな指導」の充実

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図り、子どもが分かる・できる喜びを実感できるよう、個に応じた指導を充実させます。
- ・生きて働く知識や技能の習得に向け、その活用場面を位置付けた授業の充実を図ります。
- ・一人一人のよさや伸びを認める指導と評価の一層の充実を図ります。

学ぶ意欲の向上

- ・知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、**言語活動や体験的な活動等の充実**を図ります。

幼稚園段階

- 幼児の自発的な活動としての遊びの中で、好奇心や探究心、思考力の芽生えを育むために、
 - ・身近な事象や周囲の環境と直接的に関わる場や時間を保障すること
 - ・幼児の興味や関心に基づいて繰り返し取り組む過程や必要感に基づく体験を大切にすること
 - ・友達の考えに触れ、新たな考えを生み出す楽しさを味わう機会をつくること

などを大切にしながら、遊びや活動の充実を図ります。



チョウの羽化に感動する体験を通して育まれる好奇心や探究心

幼児期の教育を通じて身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぐ

小学校・中

- 子ども一人一人に、
 - ・学ぶことの意義や楽しさを感じ取り、自ら学び続けようとする意欲を高めること
 - ・自ら考えたり表現したりするなどの多様な学びを経験させ、思考力、判断力、表現力等を身に付けること
 - ・学び続けるための基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、新たな学びに自信をもって挑戦していけるようにすること

などのバランスに配慮した指導を充実します。



友達と学び合うことで学ぶ意欲や論理的思考力を育む

「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等」の「学ぶ力」を育成するため、「学ぶ意欲(主体的に学習に取り組む態度)」「学んだ力(基礎的・基本的な知識及び技能)」「活かす力(思考力・判断力・表現力等)」の学力の3要素をバランスよく育む教育の充実を目指します。

検証改善サイクル(PDCA)の確立

■子どもの自己評価を生かした「学ぶ力」の評価と指導の改善

・各学校における教育活動の改善に反映するため、各種調査等に加えて、子どもの自己評価を生かした札幌市全体の共通指標による学習状況等の把握、分析を推進します。(P8参照)

情報共有・連携の充実

■学校・家庭が一体となった「習慣づくり」「環境づくり」の推進

- ・学ぶことの意義や大切さの理解と家庭での学習につながる指導の工夫改善等により、自ら学ぶ習慣づくりを推進します。
- ・子どもに育みたい「学ぶ力」についての積極的な情報発信を行い、家庭や地域との共通理解に基づき、学びを支える環境づくりを推進します。

■校種間・学校間連携の充実

- ・指導内容の連続性や系統性を重視した教育課程に工夫改善します。
- ・そのために、中学校区の学校同士での授業交流や合同研修会、「学ぶ力」育成プログラム等を活用し、**取組の成果と課題の共有**を行うことが有効です。

- ま…学んだことを一緒に振り返りましょう
- ほう…方法を一緒に考えましょう
- の…伸びを認め、ほめましょう
- かい…改善に向けて、生活を一緒に振り返りましょう
- わ…わからないこと、できないことに挑戦できるように励ましましょう

さっぼろっ子「学び」のススメより

知・徳・体の調和の取れた育ち

学校段階等間の接続及び発達の段階に応じて、目標や指導内容を明確にするとともに、学びの系統化を図ることで、札幌市の学校教育が目指す子ども像の具現化を図ります。

学校段階

- 小学校入学当初においては、幼児期の自発的な活動としての遊び等を通して育まれてきたことが、各教科等の学びに円滑に接続されるよう、各学校においてスタートカリキュラムを編成し、指導の工夫を行います。
- 小学校においては、学校の実情等に応じて、高学年を中心に、年間を通じた専科指導を計画的に行うことで、中学校における学習への円滑な接続を図ります。
- 中学校においては、それぞれの教科担任が教科等横断的に資質・能力を育む意識をもつことが重要であり、そのような視点から校内研修の充実を図ります。

義務教育9年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化し、その後の学びに円滑につなぐ

高等学校段階

- 課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び等を効果的に取り入れるなど、指導を充実していきます。
- 生徒の学習状況を適切に評価するとともに、指導過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう指導と評価の一体化等、工夫改善を図っていきます。
- 生徒が主体的に将来の生き方について考え、自ら描いた夢の実現のために必要な知識や能力を身に付けられるよう、進路探究学習等の課題探究的な学習を更に充実していきます。



グループで協議しながら課題を解決

学ぶ力の育成

「課題探究的な学習」を取り入れた授業の充実

■「課題探究的な学習」を取り入れた授業の必要性

将来の変化を予測することが困難な時代においては、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力を育むだけでなく、高い意欲をもち、蓄積された知識を活用しながら、情報を主体的に判断することや、自ら課題を見だし、その解決を目指す過程で他者と協働しながら新たな価値を創り出していくことなどが求められます。

このような社会状況により、子どもたちに求められる資質・能力が変化中、札幌市では、「課題探究的な学習」を「自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する学習」と定義するとともに、「札幌市課題探究的な学習推進方針」を策定し、その推進を図っています。

新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善によって、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成することを目指しています。

これは、札幌市がこれまで推進してきた課題探究的な学習を取り入れた授業と同様の取組と言えます。「課題探究的な学習」のより一層の充実を図ることが、新学習指導要領の趣旨に沿った授業を実現することにもなります。

■「課題探究的な学習」を取り入れた授業づくり

「課題探究的な学習」を取り入れた授業の充実を図っていくためには、1単位時間の授業や、単元や題材を通じた長いまとまりの中で子ども一人一人の学びが深まるよう、教科等の特質を踏まえながら、各学校の子どもの実態に応じて柔軟に授業を構成することが必要です。例えば、「課題探究的な学習の展開例」については、左下のような学習の過程が考えられます。

また、右下の**6つのセルフチェック**の視点から授業づくりや授業後の振り返りを行うことなど、教師自身が課題をもち、主体的に解決する姿勢をもつことが大切です。

算数に「一ごプロジェクト」事業

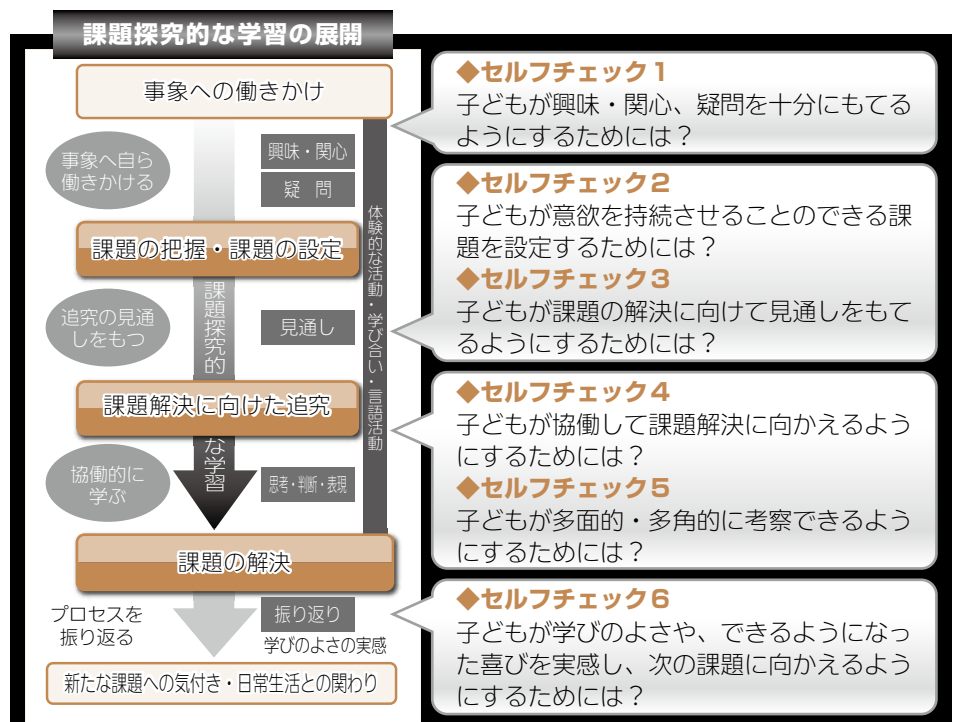
「課題探究的な学習」の充実の一環として、小学校高学年の算数を対象に、25人程度の少人数体制で指導を行うことにより、学習への意欲や論理的思考力を高めることをねらいとしています。



活用のススキ
(平成30年3月発行)

【学習の過程】

- 子どもが事象へ働きかけながら、「はっきりさせたいこと」や「解決してみたいこと」(課題)を自ら見だし、課題を把握・設定する。
- 課題解決に向けた追究の方法を自分で考え、自ら追究すること、課題の解決に向けて考えを表現し合うなど、協働的な深い学びを実現する。
- 課題把握から解決までの過程を振り返り、学びのよさを実感できるようにする。



◆セルフチェック1

子どもが興味・関心、疑問を十分にもてるようにするためには？

◆セルフチェック2

子どもが意欲を持続させることのできる課題を設定するためには？

◆セルフチェック3

子どもが課題の解決に向けて見通しをもてるようにするためには？

◆セルフチェック4

子どもが協働して課題解決に向かえるようにするためには？

◆セルフチェック5

子どもが多面的・多角的に考察できるようにするためには？

◆セルフチェック6

子どもが学びのよさや、できるようになった喜びを実感し、次の課題に向かえるようにするためには？

「学ぶ力」の育成に向けた5つのポイント

「学ぶ力」の育成に向けた5つのポイントは、札幌市の子どもに「学ぶ力」を育む上での課題の改善を図るために設定したものです。

5つのポイントを学校、家庭、地域が共有することによって、三者が同じ方向性をもって、それぞれの立場で子どもの学びを支えるとともに、互いに連携を深めながら子どもを育てていくことができます。

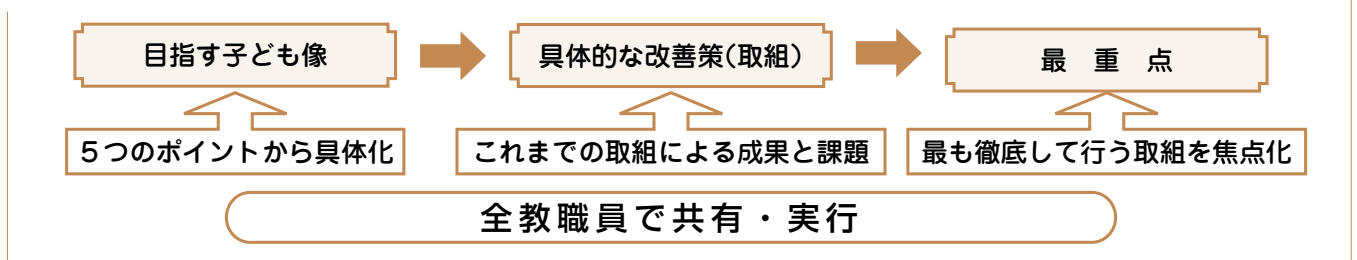
- 1 難しいことにも挑戦する意欲を伸ばします。
- 2 「自ら学ぶ方法」と「人と学び合う方法」を身に付けられるようにします。
- 3 意味理解を伴った知識の習得と、知識を使いこなす力を伸ばします。
- 4 自分の「伸び」を実感して、新たな目標をもてるようにします。
- 5 生活を自らコントロールする力を育みます。

■5つのポイントから指導方法等の充実・改善を図る

「学ぶ力」を育成するためには、学校での「学び」を充実・改善していくことが求められます。

自校の子どもの「学ぶ力」の実現状況を捉えた上で、5つのポイントの視点から指導方法等の課題を明確化し、その改善に向けて作成（改訂）した「学ぶ力育成プログラム」に基づく取組を全教職員で進めることが重要です。

5つのポイント活用の手順例



知・徳・体の調和の取れた育ち

札幌市全体の共通指標

「学ぶ力」を子どもの姿で具体化したものが、20項目の札幌市全体の共通指標です。

この指標により、子どもの学習状況等を把握・分析し、各学校における教育活動の改善に反映することができます。

項目のいくつかを重点化して教室に掲示したり、1年間に複数回の自己評価アンケートを実施して学びの成果を把握したりするなど、「学びに向かう目標」や「伸びの実感を生む手だて」として役立つこともできます。

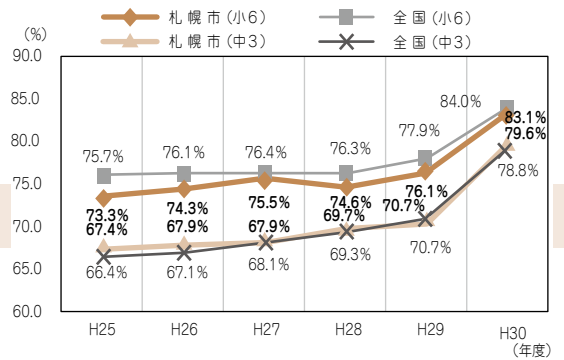
- | | | | | |
|--|---------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ① 授業中、自分で疑問やめあてをもって学習に取り組もうとしている。 | ② 分からないことは、自分で調べてはっきりさせようとしている。 | ③ 勉強していて、おもしろい、楽しいと思うことがよくある。 | ④ 意見の違う人とも、よく話し合おうとしている。 | ⑤ 今の自分にとって、どのように勉強するのがよいか分かっている。 |
| ⑥ 勉強で同じ間違いをくり返さないように気を付けている。 | ⑦ 新しく習ったことは、くり返し練習をしている。 | ⑧ 普段から、計画を立てて勉強している。 | ⑨ 分からないことは、そのままにせず、分かるまで努力するようにしている。 | ⑩ 意見を書くときには、その理由をはっきりさせて書くようにしている。 |
| ⑪ 意見を発言する前に、自分の考えがうまく伝わるように、話の内容や順序を考えている。 | ⑫ 授業中、自分の意見を進んで発言している。 | ⑬ 授業中、友達や先生の説明、意見を終わりまで聞いている。 | ⑭ 人の意見を聞いて、それを参考にして自分の考えを見直すことがよくある。 | ⑮ 習ったことや知っていることを使って、自分で考えることが大事だと思う。 |
| ⑯ 学校で好きな授業がある。 | ⑰ 授業中に分からないことがあったときに、友達や先生に聞くようにしている。 | ⑱ 困ったとき、悩みがあるときは、人に相談するようにしている。 | ⑲ 外国の人と交流する機会をもちたいと思う。 | ⑳ 札幌には、好きな場所やものがある。 |

豊かな心の育成

子どもが互いを尊重し、支え合いながら
よりよく生きようとする態度を育むとともに、

- ・ 他者を思いやる心
 - ・ 生命を尊重する心
 - ・ 自然や美しいものに感動する心
- 等の**豊かな心の育成**を図ります。

「自分にはよいところがある」と思う子どもの割合の推移



<資料>文部科学省、札幌市教育委員会

「道徳教育」と「特別の教科 道徳」

道徳教育は、学校の**教育活動全体**を通じて行うものであり、自立した人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことをねらいとしています。小学校及び中学校においては、その要として「特別の教科 道徳（以下、道徳科）」が位置付きます。

道徳教育

道徳的実践の指導

道徳的諸価値に関わる問題の具体的な解決方法や児童生徒の行動の在り方を指導

道徳科 年間 35 時間（小1 は 34 時間）

道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方について考えを深める学習

学校段階等間の接続を意識して、学びの系統化を図り、

幼稚園段階

- 自然などの身近な環境と十分に関わる中で得た感動を他の幼児や教師と共有し、豊かな感性を培います。
- 教師との信頼関係に支えられながら、自己を発揮する中で、他の幼児と試行錯誤して活動を展開する楽しさや充実感を味わうことができるよう、協同的な学びの機会を充実します。

○他の幼児との関わりを深め、時には葛藤やつまずきを体験し、人に対する信頼感や思いやりの気持ちなどの道徳性を培います。

○よいことや悪いことに気付くことができるようにするとともに、考えながら行動する力を育み、規範意識を培います。

小学校段階

- 文化や芸術、自然の素晴らしさを直接体験する取組を充実させ、思いやりの心や美しいものに感動する感性を育みます。
- ありのままを認め、よいところを褒め、伝えていくことで自己肯定感を育みます。
- 他者から認められる機会を充実させ、役に立っているという自己有用感を育みます。

道徳教育

○低学年：優しい気持ちを大切にするとともに、物事の善悪について、理解を進めます。

○中学年：内省できる力を育むとともに、自分のよいところを伸ばそうとする意識を高めます。

○高学年：相手の立場に立ち、思いやりの心を育むとともに、自己に対して肯定的な自覚を促します。

豊かな感性と社会性を育む教育の推進

- 社会に奉仕する精神を育むために高齢者等との触れ合いやボランティア活動など、社会福祉や地域貢献についての取組の充実
- 自然や人と関わる体験活動の充実
- 自己肯定感を高めるとともに、思いやりの心や規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意識を育む教育活動の充実

道徳科の実施に当たっては、「教育課程編成の手引」を活用するなどして考え、議論する道徳の実現を目指します。

また、学習状況及び道徳性に係る成長の様子を見取り、そのよさを子どもに伝え、一人一人の成長を促すことが大切です。



(小学校)
(平成30年2月発行)



(中学校)
(平成31年1月発行)

教育課程編成の手引—移行措置に関する資料—

道徳教育と道徳科の評価

道徳教育

教育活動全体で見られた児童生徒の道徳的な行為
・行動の記録
・総合所見及び指導上参考となる諸事情

道徳科

児童生徒の学習状況及び道徳性に係る成長の様子
・学習活動を支える要素

自己を見つめる
(自分の事として、
自分との関わりで
考える)

(広い視野から)
多面的・多角的に
考える

札幌市が目指す子ども像の具現化を図ります。

中学校段階

- 多様な人々との触れ合いやボランティア活動等の体験活動の充実を図り、社会福祉や地域貢献についての取組を進め、豊かな社会性や人間性を育みます。
- 自他の尊重などについて学び、主体的に支え合う活動を進めるなどして、自己肯定感や自己有用感を育みます。

道徳教育

- 豊かな人間関係の中で自分自身を探究し、自分が尊重され信頼される経験を通して道徳性を育みます。
- 生命の尊重、思いやりや感謝の心など生き方の根底に関わる態度を育みます。

高等学校段階

- 生命を尊重し、自らの義務を果たすとともに、責任を重んずる態度を育みます。
- 他者の意見に耳を傾けながら、人権を尊重するとともに、望ましい社会の実現に積極的に関わる態度を育みます。

道徳教育

- 人間としての在り方や生き方を主体的に探究し、豊かな自己形成ができる態度や能力を育みます。
- 伝統と文化を尊重し、個性豊かな文化の創造を図る基盤としての道徳性を育みます。

豊かな心の育成

命を大切にする指導

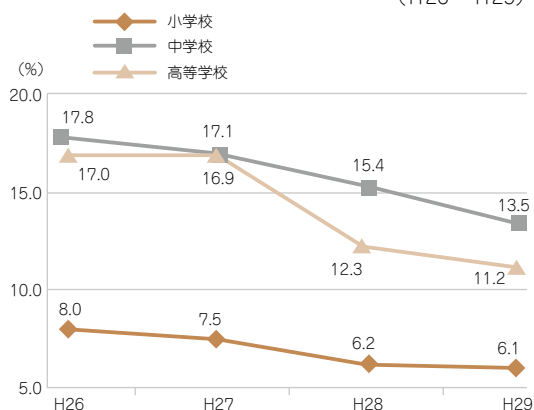
全教職員が一人一人の子ども理解に努め、子どもが自分を大切に思う自尊感情をもち、自他のかけがえのない命を大切にする指導の徹底を図ることが重要です。

- 異学年の交流活動の推進などによって自己有用感を育むことができる学校づくり
- 他者を思いやる心や生命を尊重する心の育成
- 道徳教育をはじめ、仲間と支え合う活動や児童会・生徒会活動など子どもの主体的な活動を推進
- 学校・家庭・地域が手を携え、子どもの不安や悩みに気付く意識を高める等、子どもが安心して生活できる環境づくり

■ 誰にも相談できない子どもの割合

- 「悩みやいじめに関するアンケート調査」において「自分がいじめられたら、誰に相談しますか」との設問に対し、「誰にも相談しない」と回答した子どもが1割程度います。
- 相談窓口カード等を用いた相談機関の周知や、教育相談の継続など、子どもが教員やスクールカウンセラーなどの身近な大人に相談しやすい環境づくりを進めるとともに、相談することの意義についての指導等を充実させる必要があります。

「誰にも相談しない」と回答した子どもの割合の推移 (H26～H29)



■ 「SOS の出し方に関する教育」の推進及び具体的対応



教師用指導資料
(平成 29 年 3 月発行)



教師用指導資料
(平成 30 年 7 月発行)

- 子どもが自分自身を他者から援助を得る価値のある存在と認識できるような関わり
- 周囲の人々への信頼感をもち、悩みや困りを抱えた際にSOSを出すことができるような環境づくり
- 今後直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育の推進（「SOSの出し方に関する教育」）
- 緊急時における組織的対応
- ガイドブック【教師用】の有効活用

〈きょうしつ〉の原則

- き：気付いて
- よ：よく聴き
- う：受けとめて
- し：信頼できる大人に
- つ：つなげよう

〈TALK〉の原則

- Tell：言葉に出して心配していることを伝える
- Ask：子どもの気持ちについて素直に尋ねる
- Listen：絶望的な気持ちを傾聴する
- Keep Safe：安全を確保する

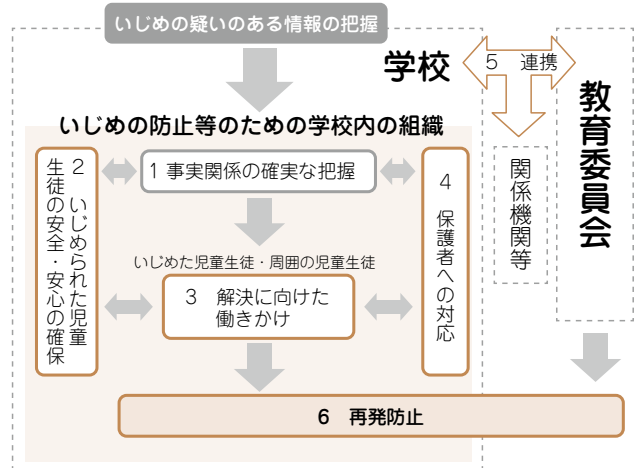
いじめの防止

いじめは、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき生徒指導上の重要な課題です。いじめの問題の取組に当たっては、特定の教職員が抱え込むことなく、教職員が一致協力して迅速かつ組織的にいじめの防止・早期発見・対処に努めることが重要です。

「学校いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの防止・早期発見・対処

■いじめに対する組織的対応

- 全ての教職員が、いじめの問題に適切に対応することができるよう、いじめの定義や学校いじめ防止基本方針の内容等の共通理解を徹底する。
- 学校のいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの疑いのある行為等の全件について、情報を集約し**迅速かつ組織的に対処**する。
- 日頃から校内において児童生徒の情報を共有するとともに、進級・進学・転校等をする際には、**いじめ等の情報を確実に引き継ぎ**、児童生徒の情報をきめ細かく把握する。



■児童生徒が主体となるいじめの防止の取組

- いじめにあたる行為について学校全体で共有したり、児童生徒がいじめの問題について考え、意見を述べ合う機会を設けたりするなど、いじめの防止に向けた学習に取り組む。
- 児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や標語づくり等、全ての児童生徒がいじめの防止について考え、主体的に取り組む。

■不安や悩みを抱えた子どもに対する教育相談体制の構築

- 全学校に配置されているスクールカウンセラーの活用の一層の充実を図る。
- 教育委員会による記名式の「悩みやいじめに関するアンケート調査」や学校独自の無記名式のアンケート等を実施するなどし、アンケート調査の結果に基づいた担任等による教育相談により、いじめの疑いのある行為等を把握する。
- 児童生徒が発するわずかなサインに気付き、声をかけ、相談の機会を積極的に設けるなど、教職員がいじめの疑いのあるものも含め積極的に情報を得て、教育相談を実施する。

知・徳・体の調和の取れた育ち



いじめ問題への対応
(平成27年3月発行)

「学校いじめ防止基本方針」の周知と定期的な評価及び見直しの実施

- 学校いじめ防止基本方針を、毎年、児童生徒や保護者等に説明するとともに、各学校のホームページに掲載するなどして、内容をいつでも確認できるようにする。
- 学校いじめ防止基本方針を、PDCAサイクルに基づいて定期的に評価し、見直しを図る。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるなど、学校におけるいじめの防止等のための取組の達成状況等を把握し、改善を図る。

健やかな体の育成

学校での体育・健康に関する学びの質を高め、市民ぐるみで「健やかな体」を育むことを目指して、**さっぽろっ子「健やかな体」の育成プラン**を推進します。

各学校が「健やかな体」育成プログラムを改訂し実行

各学校が、自校の子どもの状況を踏まえて「健やかな体」育成の課題を明確化し、体育・健康の両面のバランスのとれた指導を充実させます。

■体育に関する指導の充実

◆体力・運動能力の向上

- ・体育・保健体育の授業の充実（課題探究的な学習の推進）
- ・なわ跳び運動の活性化（子どもの発達の段階に応じて工夫）
- ・授業以外の運動・スポーツ機会の充実（運動の日常化）
- ・札幌らしいオリンピック・パラリンピック教育の推進（副教材の活用）



私たちのまち札幌とオリンピック・パラリンピック副教材
(平成30年5月発行)

◆部活動の充実

- ・「札幌市部活動の方針」に基づき、休養日の設定や外部人材の活用を図るなど、持続可能な体制の整備
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの活動の改善

■健康に関する指導の充実

◆基本的生活習慣の確立

- ・健康的な運動・生活習慣づくりの推進（養護教諭、家庭・地域との連携強化）
- ・がん教育の推進

◆食育の推進

- ・健康的な望ましい食習慣の啓発（「食に関する指導の手引」の活用、栄養教諭・栄養士との連携強化）
- ・食と環境を結び付けた学習の充実（フードリサイクルによる学習の充実）

◆性に関する指導の充実

- ・「命を大切にする指導」と関連を図った道徳教育、人権教育の充実（「性に関する指導の手引」の活用）

心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現へ

学校段階等間の接続及び発達の段階に応じて、目標や指導内容を明確にすることで、学びの

幼稚園段階

- 戸外で解放感を味わいながら思い切り活動したり、様々な活動に親しむ中で体を十分に動かしたりして遊ぶ機会を充実します。

「幼児期運動指針」(平成24年3月文部科学省通知)に基づき取組の推進

- 園生活を通して生活のリズムを整えるとともに、家庭と連携し、身の回りの清潔、衣服の着脱、食事、排泄等の基本的な生活習慣づくりに努めます。
- 先生や友達と和やかな雰囲気ではたしたり、野菜などを育てたりする中で、様々な食べ物への興味・関心を広げ、進んで食べようとする気持ちを育てます。

小学校段階

- 体育科の授業を通して、体を動かす楽しさや喜びを味わうことができる基礎を培います。また、なわ跳びの取組や休み時間の遊びの充実を図るなど、学校全体で体力向上の取組を推進します。

- 体育科や道徳科、特別活動等の学習を通して、望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の保持増進や自他の生命を大切にすることを育みます。

- 給食の時間や教科・特別活動等の学習において食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けていくための基礎を培うことができるよう、食に関する指導の充実を図ります。

「生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、積極的に心身の健康の保持増進を図る資質や能力」を育成するため、「健やかな体づくりへの意欲（主体的に健康の保持増進を図る態度）」「学んだ力（運動、健康、安全に関する基礎的・基本的な知識及び技能）」「活かす力（学んだ力を日常生活に活かす思考力、判断力、表現力等）」の三つの力をバランスよく育む教育の充実を目指します。

検証改善サイクル（PDCA）の確立

■「健やかな体」の育成に係る取組の検証と指導方法等の改善（P15、16参照）

自校のプログラムに基づく取組を定期的に検証して子どもの伸びを捉え、一層の成長を促すため、子どもの実態に応じた指導方法等を工夫改善します。



遊びの中でロープ渡りに挑戦する園児（幼稚園）



ゲームに生かせる練習方法を工夫して取り組む児童（小学校）



がん教育で生活習慣の改善の仕方を話し合う生徒（中学校）



生徒会が企画運営する体育大会を楽しむ生徒（高等学校）

情報共有・連携の充実

■学校・家庭・地域が一体となった「健やかな体」育成の推進（P15、16参照）

子どもに育みたい三つの力を学校・家庭・地域が共有し、子どもの体育・健康に関する学びを支える体制づくりと取組を推進します。

■校種間・学校間の連携による教育活動の充実（P15、16参照）

指導内容、取組の連続性や系統性を重視して教育課程を工夫改善します。



ラグビーの専門家と連携したタグラグビーの授業

系統化を図り、札幌市の学校教育が目指す子ども像の具現化を図ります。

中学校段階

- 保健体育科の授業を通して、積極的に心身の健康の保持増進を図る資質や能力を育むとともに、健康安全・体育的行事や生徒会活動の工夫、運動部活動の充実などにより、運動やスポーツに対する興味・関心を高めます。
- 保健体育科や道徳科、特別活動等の学習を通して、心身の健康を保持増進する実践力を育むとともに、自他の生命を大切にする態度等を育みます。
- 給食の時間や教科・特別活動等の学習において食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身を育てていく基礎を培います。

高等学校段階

- 主体的に運動やスポーツを継続することができるよう、実生活に取り入れられる「体づくり運動」を行うなど、保健体育科授業の工夫・改善を図るとともに、体育的行事や生徒会活動等を積極的に活用し、自ら進んで運動に親しむ態度等を育みます。
- 高校生を取り巻く社会環境の変化と生活習慣の実情を踏まえ、保健の学習及び健康・安全に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身に付けるなど、自他の心と体を大切にする態度を育むとともに、生涯にわたって積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を育みます。

健やかな体の育成

各学校において、「健やかな体」の育成に向けた取組を効果的に推進するため目標や重点と、その達成に向けた取組について、以下の四つの視点から、カリ

実践例「ネット型ゲーム」

一人一人が運動の楽しさを味わえるよう、発達の段階や技能の習熟の程度などに合わせてゲームのルールや、用具、コートづくりなどを工夫した授業

例) ・バドミントンコートで2対2

- ・洗濯ネットに新聞紙を詰めたボール
- ・真ん中にマットを敷きネット代わりに



ルールや用具、コートづくりなどが工夫されたゲームに取り組む児童

実践例「体力向上プロジェクト」

各学年の担任1名ずつと、担任外の教諭で構成する、体力向上に関わる校内組織を立ち上げ、体育授業の充実を図るための研修や、環境整備、児童会活動と関連を図った企画の立案など、校内における教師間の共通理解を図る取組



器械運動の指導法について学ぶ校内研修



一年間の保健室の来室者数を提示して子どもの課題発見を促す教師

■教師と子どもとの共有

- ・「健やかな体」をつくる目的の理解を深め、子どもの意欲を引き出す。
- ・体育・健康に関する課題を、子どもが自ら発見し、目標をもって「健やかな体づくり」に取り組める手だてを講じる。
- ・子どもの活動や取組について、適切な評価を行うことにより、自分の伸びを実感させる。

カリキュラム・ 四つの

■校内における教師間の共有

- ・目標や取組の重点を全教職員で確認し、共通理解を図る。
- ・取組の成果と課題を定期的に確認し、適宜改善しながら学校全体で取組を進める。

実践例「マット週間」

体育の学習で行うマット運動の学習時期を全学年で揃えることで、体育館にマットを常設する期間をつくることにより、休み時間もマット運動に親しむことを促し、授業以外の運動時間を確保する取組



休み時間にマット運動に取り組む児童

には、学校・家庭・地域の連携が必要です。「健やかな体」育成プログラムの
キュラム・マネジメントの充実を図ることが重要です。

実践例「病気の予防」

93歳になっても元気にバスケットボールを続けている人物の生活習慣に着目し、担任と養護教諭、学校医が連携し、生活習慣を見直すための具体的な視点を明らかにして、子どもが自らの生活習慣の改善の仕方を考える授業



担任と養護教諭が連携した保健の授業

■学校と家庭・地域・外部人材との共有

・目標や取組の重点について、家庭や地域、外部人材と共通理解を図り、協力しながら取組を充実させていく。

マネジメントの「視点」

■学校間の共有

・効果的な取組を積極的に発信・受信する。学校間(幼小・小小・小中など)で取組を交流し、成果や課題を見いだした上で、連続性・発展性を重視して取組を工夫改善する。

例) 幼児児童生徒の交流、教職員の授業交流や合同研修、「健やかな体」育成プログラム等を活用した情報交換など

実践例「食育セミナー」

望ましい食習慣の形成を図ることを目指し、外部講師を招いて食に関する講演会を実施し、子ども、教職員、保護者の共通理解を図る取組



外部講師による食に関する講演会

実践例「キンボール講習会」

外部講師を招き、休業日に中学校の体育館で「キンボール講習会」を実施。小中学生が一緒になって、運動の楽しさや喜びを味わう取組



小中学生が一緒になって取り組むキンボール

実践例「なわ跳びの取組を発展的に継続」

小学校で盛んに行われている「なわ跳び」を中学校においても発展的に継続できるよう、保健体育の授業等で取り入れ(体づくり運動等)、教科等で学んだことを体育祭や旅行的行事等につなげるなど、教科等横断的な学習を工夫した取組



体育的行事で長なわに取り組む生徒

特別な配慮を必要とする子どもへの教育

子ども一人一人の発達を支える視点から、障がいのある子ども、不登校の子ども、海外から帰国した子どもや日本語の習得に困難のある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもへの教育を推進します。個々の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を、学校として組織的かつ計画的に行うことで、特別な配慮を必要とする子ども一人一人の教育の充実を目指します。

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

「共生社会」の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の工夫を、組織的かつ計画的に行います。

■子ども一人一人の教育的ニーズに応じる連続性のある多様な学びの場

◆通常の学級

学びのサポーターを活用したり、特別支援教育巡回相談員の助言を生かしたりしながら校内の支援体制を充実させ、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を行う。

◆通級による指導

在籍している通常の学級と連携を図りながら、特別支援学校学習指導要領に示される自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う。

◆特別支援学級

特別支援学校学習指導要領に示される自立活動を取り入れ、子どもの実態に応じて、各教科の目標や内容を下学年の目標や内容に替えたり、知的障がい者である子どもに対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、特別の教育課程を編成する。

◆特別支援学校

多様な障がいの状態や特性に応じた指導内容・指導方法の工夫を行うとともに、小・中学校等への相談支援など、特別支援教育に関するセンターとしての役割を担う。



遠隔授業システムを用いて交流する特別支援学級の児童と特別支援学校の児童

■交流及び共同学習の推進

障がいのある子どもと障がいのない子ども双方の社会性や豊かな人間性を育むために、交流及び共同学習の一層の推進に努める。

■障がいのある子どもへの合理的配慮

障がいのある子どもに対して、過重な負担のない範囲で、教育活動への参加の機会を確保するために必要かつ適当な変更・調整を行う「合理的配慮」を行い、学習活動の充実を図る。

(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に係る

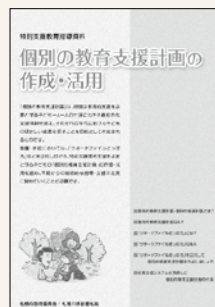
「札幌市立学校職員における対応要領(理念・事務手順編)」及び「別冊 取組集」参照)

■個別の教育支援計画を活用した早期からの継続的な指導・支援の充実

「サポートファイルさっぽろ」を活用し、学校卒業後までを見通した「個別の教育支援計画」の作成、活用を進め、保護者や関係機関と連携して、早期からの継続的な指導・支援の充実に努める。

【サポートファイルさっぽろ】

保護者や本人が学校や医療機関などに相談する時に、状況などを説明するために活用したり、関係者が本人の個性や特徴、これまでの経過などを共通理解し、自立に向けた手だてを共有したりすることにより、一貫した支援を受けることをサポートするための札幌市保健福祉局が作成したツール。本市では、平成29年1月、「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式として定め、活用を推進している。



資料 個別の教育支援計画の作成・活用(平成26年10月発行)

新たな不登校を生まない未然防止の取組と組織的・計画的な不登校支援

◆未然防止～新たな不登校を生まない学校づくり

- 児童生徒にとって、「心の居場所」と「絆づくりの場」となるような学校づくりを行う。
- 学業不振等、児童生徒の状況に応じて柔軟な対応をする。
- 日常的に不登校の予兆をキャッチし、情報共有と教育相談を実施する。

◆早期発見・早期対応～チーム体制による迅速・丁寧な初期対応

- 前年度の欠席状況等の記録から不登校が心配される児童生徒を把握しておく。
- 欠席「1日目 電話」「2日目 手紙」「3日目 家庭訪問」等、迅速に対応する。
- 担任だけで抱え込むことがないよう体制を整え、支援の方針等、情報共有を図る。

◆将来の社会的自立に向けて～長期化への対応と保護者支援

- 継続的な関わりによって児童生徒の状況や変化を把握する。
- 校内学びの支援委員会やケース検討会議を通して、支援の手だてや役割を明確にし、定期的に情報を共有する。
- 日頃から学校全体で、保護者が相談しやすい雰囲気づくりに努め、保護者の困りに寄り添い、関係性を築く。
- 必要に応じて教育支援センター・相談指導教室、教育相談室等の情報を保護者に提供し、関係機関との連携を図る。

◆学校復帰の兆しが見えたときの対応

- 焦らず子どものペースに合わせて段階的な手だてを提案し、全教職員が「同じスタンス」「温かい雰囲気」で迎え入れる。
- 復帰後も、児童生徒や保護者が安心できるよう支援を続ける。環境が整うよう、支援を続ける。



生徒指導第13集（第2版）
不登校への対応
（平成29年3月発行）

帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実

日本語の指導や学校生活への適応支援などについて、教師間及び日本語指導協力者との連携により、指導方法や教材の工夫を行うとともに、日本語指導の計画を個別に作成するなど、海外から帰国したり来日したりした子ども一人一人の状況に応じたきめ細かな支援の充実を図る。



対象児童への個別指導

■不登校児童生徒、障がいのある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画の統合について

不登校児童生徒、障がいのある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等についての支援計画を一つにまとめて作成する場合は、「サポートファイルさっぽろ」を基本様式としながら、必要に応じて「サポートファイルさっぽろ」の書式を一部変更したり、平成30年10月22日付け通知「不登校児童生徒、障がいのある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」の参考様式「児童生徒理解・支援シート」の必要なシートを加えたりすることが考えられる。

校種間連携



中学生から、英語の授業について説明を受ける小学生

子どもが進学する際に、新しい環境での学習や生活に円滑に移行・接続できるよう、校種間で十分連携を図る必要があります。

また、校種間の連携を推進することにより、異なる学校段階等にわたって教育を見通し、子どもが社会で生きていくために必要な資質・能力を確実に身に付けられるようにします。

校種間の連携による連続性のある教育活動の充実

- ・指導内容の連続性や系統性を重視した校種間連携の工夫改善
- ・積極的な授業交流や合同研修会、情報交換等を通じた学校間連携の一層の強化
- ・異なる校種の体験や異年齢間の交流の積極的な実施による、子どもの学ぶ意欲や自己肯定感の向上

幼稚園段階

小学校段階

中学校段階

高等学校段階

■幼小連携・接続の取組

- 地域の幼保小の日常的な連携及び幼保小連携推進協議会における合同の研修会、情報・実践交流、就学に際しての支援内容の引継などの実施による教育内容や指導方法の相互理解・連携
- 雪山やプールなどの施設の共用、互いの訪問による幼児児童の交流機会の充実
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児期（学びの芽生え）と児童期（自覚的な学び）をつなぐ「スタートカリキュラム」の確実な編成・実施

■小中連携・接続の取組

- 中学校区を基盤とした、相互の学校行事への参加、中学校での体験授業、中学校教員による小学校への出前授業、児童会と生徒会との交流・連携、部活動見学・体験などの小中連携の取組の充実
- 中学校区の学校が連携し、義務教育9年間を見通したカリキュラムや指導の在り方等について、小中学校間で目標や課題等を共有する「小中一貫教育」の視点から、連携担当者会議等を計画的に実施するなどして、連続性のある教育を推進

※平成30年度から「小中一貫した教育についての在り方検討委員会」を継続して開催しており、平成31年度中には札幌市における小中一貫教育の基本的な考え方を示す予定



「小中連携の手引」
(平成28年3月発行)

■中高連携・接続の取組

- 中学生が、高等学校等での学習や生活を見通すことができるよう、学校説明会等における授業体験や部活動の見学、「市高プレゼンテーション大会」において高校生とともに学ぶ体験をするなど、中高の連携を推進
- 高校生が、義務教育段階までに身に付けた資質・能力を生かし、描いた自己の将来像の実現を目指して、自ら学びを進めることができるような指導の充実
- 開成中等教育学校の授業や国際バカロレアのワークショップを中学校・高校の教員に公開するなど、中高一貫教育の成果を積極的に共有

家庭や地域とともに進める学校づくり

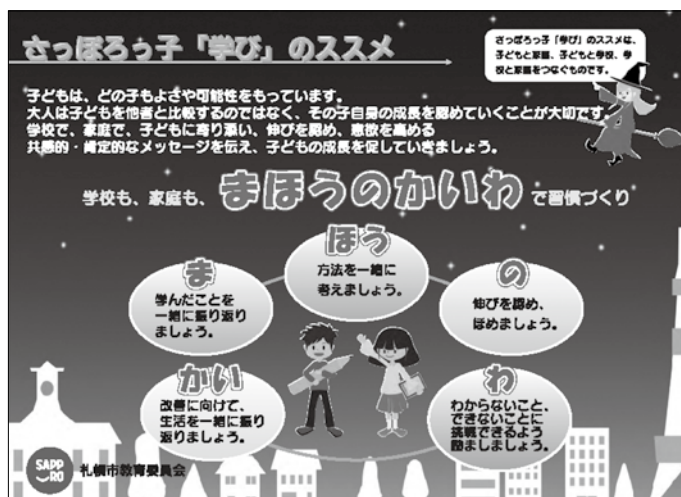
さっぽろっ子「学び」のススメ

さっぽろっ子「学び」のススメ（【幼児版】を含む）は、園や学校・家庭・地域が一体となって、子どものよさや可能性を認め、励まし、支える関わりを通して子どもの習慣づくりを進める指針となるものであり、学校と家庭・地域とをつなぐものです。

さっぽろっ子「学び」のススメでは、「**学ぶ力**」育成に向けた**5つのポイント**を家庭向けに具体化し、その頭文字を取って「**まほうのかいわ**」としています。学校・家庭・地域が相互に協力し、**5つのポイント**から、子どもの学習習慣・運動習慣・生活習慣づくり（【幼児版】は「学びの土台づくり」）を支えることによって、子どもが自ら目標をもち、粘り強く取り組めるようになることを目指しています。

子どもへの望ましい関わり方について共通理解を図るため、園や学校からの便りで、さっぽろっ子「学び」のススメの趣旨を伝えるほか、子どもや保護者との面談、学級懇談会やPTA集会で話題に挙げるなど、一年間を通じた活用が可能です。

活用方法を工夫して学校、家庭、地域の三者が趣旨を共有し、連携して、子どもの成長を認め、自己肯定感や向上心を高めていくことが重要です。



学校評価の活用

各学校においては、**教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメント**を学校評価と関連付けて実施することが重要です。

- 目指す子ども像（＝学校教育目標等）を家庭・地域と共有するとともに、その達成に向けた教育活動、学校運営の状況について、積極的な情報提供に努めます。
- 教育目標等を達成するために必要な評価項目・指標等を精選して設定し**、教育活動、学校運営の状況について自己評価を行うとともに、**保護者や地域住民の意見も反映して改善**につなげます。



学校評議員等に学校運営方針を説明

家庭や地域社会との連携及び協働

学校は、子どもが必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程で明らかにしながら、社会との連携及び協働により、その実現を図っていくことが求められます。

各学校においては、**家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち**、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた子どもの生活の充実と活性化を図ることが大切です。

- 家庭や地域社会の人々と意思疎通を図り、地域の教育資源や学習環境を積極的に活用します。
- 学校での学びを生かして、地域の様々な人々との世代を越えた交流を図ります。



地域企業の協力を得て、作物を栽培する中学生

安全教育

各学校・地域の実態に即した学校安全計画に基づき、**子どもが危険から自ら身を守ろうとする態度や能力を育む体系的・具体的な安全教育**及び、家庭や地域社会と連携した危機管理体制の構築及び登下校時の安全確保を推進します。

安全教育の3領域と安全教育推進のための組織活動

安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって適切な意志決定ができること及び、実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を目指すことを推進します。

〔生活安全〕

日常生活で起こる事故や不審者等による被害についての危険を理解し、安全な行動等ができるよう指導を徹底

〔交通安全〕

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行や自転車等の利用ができるよう指導を徹底

〔災害安全〕

火災や地震のみならず風水害、竜巻、暴風雪など災害発生時における危険について理解し、正しい備えと安全に行動するための能力を育む教育を推進

〔組織活動〕

- 迅速な家庭への連絡を目的とする緊急連絡システムの構築
- 安全教育や訓練における、警察官や消防官等の専門家の活用
- 地域の防犯協会等と連携した登下校時の子どもの安全確保

※学校安全計画に、命を大切にする指導等、いじめの防止について体系的に位置付ける

防災教育の推進

「**災害に適切に対応する能力の基礎を培う**」ことを目指し、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた防災教育を推進します。

〔ねらい〕

- 災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする
- 危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする
- 学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする

〔教科等における指導〕

発達の段階を考慮して、関連する教科等における内容の重点の置き方を工夫するなど、学校の教育活動全体を通じて適切に行うこと

〔避難訓練〕

火災、地震など多様な災害を想定するとともに、休憩時間、清掃時間など災害の想定発生時間に変化をもたせること等により、自らの判断で安全に対処できるような資質・能力を培う



危機管理対策室作成資料
(平成25年3月発行)

進路探究学習（キャリア教育）

子ども一人一人が将来に希望をもち、生き方や進路について考える「進路探究学習（キャリア教育）」をより一層充実します。小学校段階から、人や社会と関わり、様々な場面で自分の役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割の関係について見だし、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、「自分らしい生き方」と社会的・職業的な自立に向けて必要な、基盤となる資質・能力を養っていきます。



進路探究学習オリエンテーリングにおける中学生による専門学校での調理体験

キャリア教育において育む社会的・職業的に自立するための基礎的・汎用的能力

●人間関係形成・社会形成能力

多様な他者を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画することができる力。

●自己理解・自己管理能力

自分と社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、進んで学ぼうとする力。

●課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。

●キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方について、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。

小学校段階

低学年

- 助け合って係や当番活動を行い、自信をもってできることを増やす。
- 地域で働く人などの様子が分かる。

中学年

- 協力し工夫しながら係や当番活動を行い、自分のもち味や役割を自覚する。
- 地域で働く人の工夫や努力が分かる。

高学年

- 話し合いを通して、自分の役割や責任、自他のよさが分かる。
- 働くことの大切さや苦労が分かり、自分の将来と今の学びとの関連を考える。
- ・ 地域の社会見学、現地学習
- ・ 各学校における職場見学・体験、働く人の講話 等

中学校段階

- 自分の興味・関心などの個性を理解し、将来の生き方、働き方等を考える。
- 将来の職業生活との関連の中で、現在の生活におけるマナーやルール、学習の必要性や大切さを理解する。
- 体験等を通して、勤労の意義や働く人々の思いが分かる。
- ・ 「進路探究学習オリエンテーリング」への参加（中1～2）
- ・ 各学校における職場体験学習等



進路探究学習オリエンテーリングパンフレット（平成30年6月発行）

高等学校段階

- 就業等の社会参加や進路先での学習等に関する探索的・試行的な体験を行う。
- 社会や地域と連携した体験的学習を通して、新たな課題発見とその解決に取り組む。
- ・ 進路探究セミナー（高1）
- ・ 職場体験学習（高1～2）
- ・ 高大連携事業 等
- 主権者としての自覚を含む社会の形成者として主体的に参画する意識をもち、探究的な学びを深める。

人間尊重の教育

全ての教育活動において基本的人権を尊重するとともに、一人一人が自他の生命を尊び、互いにかけてえのない人間としての尊厳や個性、多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む人間尊重の教育を推進します。

「人間尊重の教育」の推進に向けた三つの視点

学校教育においては、各教科、特別の教科 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や日常生活を通して、子ども、高齢者、障がいのある人、アイヌ民族、外国人、インターネットによる人権侵害等、子どもにとって身近な事例を取り上げ、以下の三つの視点から人間尊重の教育を推進していくことが重要です。

視点1 校種間の連携による連続性のある人間尊重の教育に向けた取組の推進

視点2 教師自らの人間尊重の意識の向上

視点3 子ども自身が自分を振り返り、人間尊重の意識の高まりに気付く手だての構築

■民族教育の推進

○副読本等を活用した授業の推進

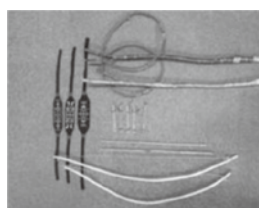


副読本「アイヌ民族：歴史と現在」（平成30年8月発行）

- 「アイヌ教育相談員の学校派遣」や札幌市アイヌ文化交流センター「サッポロピリカコタン」等を活用した体験的な学習の推進
- アイヌ民族の歴史や文化等を尊重する態度を育成する指導の充実



学校における
アイヌ文化体験



市教委で貸し出している
アイヌ民具

■性に関する指導の充実

- 「性に関する指導の手引」（平成28年3月発行）の活用や、デートDVの講演会の実施等、発達の段階に応じた互いを認め合う態度を育成する指導の充実（手引は札幌市公式HPに掲載）

■「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下条例）」（裏表紙参照）の理念に基づいた指導の充実

- 自分の権利について理解するとともに他者の権利を尊重することなど、人権感覚を醸成し、いじめを未然に防止するなどの指導の充実
- ピア・サポートなど、子ども同士が支え合い、助け合う取組の充実
- 条例の理念に基づいた指導について、教職員向け研修資料を活用した校内研修の推進

■学校の取組や教師の人権意識の向上を図る取組の実施

- 「アイヌ文化、子どもの権利、性、人権教育を基盤とした学校づくり」をテーマとして実践研究を行う人権教育推進事業の推進
- 札幌市が、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りをもつことができるまちの実現を目指していること等を踏まえた指導の充実を図るため、教師の人権意識の向上を図るための講演会等の実施

【ピア・サポート】ピアとは「仲間」、サポートとは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスしたり、課題への手助けをしたりするなどの活動がある。

国際理解教育

我が国の伝統と文化を大切にし、世界の人々の多様な生活や文化を理解し尊重する態度を養うとともに、世界の平和に貢献し、国際社会で信頼と尊敬を得るにふさわしい資質を育成する国際理解教育を推進します。

■外国語教育の充実

小・中・高等学校の新学習指導要領の実施に向け、児童生徒の主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、コミュニケーション能力を養うために、以下の取組を実施

- 小学校外国語活動の充実を図り、推進役となる教師（英語専門教師）を校内に位置付け、児童のコミュニケーション能力の素地・基礎を養う学習活動の充実
- 外国語活動及び外国語（英語）の授業において児童生徒の言語活動を重視し、コミュニケーション能力を養うことができるよう、教員の指導力向上を図る研修の一層の推進
- 児童生徒が生きた外国語に触れる機会を一層充実するため、外国語指導助手（ALT）を活用するとともに、海外での生活経験をもつ地域の方との連携を推進



英語専門教師配置事業資料
(平成 29 年 2 月発行)

■異文化理解の深化

外国の方々と子どもたちの交流等、体験的な活動を充実させ、我が国の伝統と文化の理解とそれらを大切にしている心身の育成や、世界の多様な文化を受け入れ、尊重しようとする資質や能力の育成



国際交流員と意見交換する中学生



フェアトレード等から学んだことを英語で発表する高校生

■平和に関する教育の充実

- 自ら平和な社会の形成に参画する資質や態度を育成するため、戦争体験者の講話や平和へのメッセージ作成など、児童生徒の自発的な参加による活動の推進
- 平和な国際社会の実現を目指す上で必要な知識や理解を深めるため、各教科、特別の教科 道徳、特別活動等における、「平和に関する学習資料」
(札幌市・札幌市教育委員会編) 等を活用した学習の推進



HP「札幌市平和バーチャル資料館」



平和に関する学習資料
(平成 25 年 3 月発行)

情報教育

教育活動の様々な場面でコンピュータやデジタルテレビ、実物投影機、デジタルコンテンツなどのICTや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、情報化の進展に主体的に対応できる基礎的な資質・能力を育むため、プログラミング的思考及び情報モラルを含む情報活用能力を育成する情報教育を推進します。また、教科指導におけるICT活用及び校務の情報化において「学ぶ力」の育成に向けた指導の充実に努めます。

■情報活用能力の育成

コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力である情報活用能力を、言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力として育成

【プログラミング的思考の育成】

- 自分が意図する一連の活動を実現させるために、動きと動きに対応した記号の組合せを改善し、より意図した活動に近付けるという論理的に考える力の育成
- 小学校段階における、コンピュータに意図した処理を行うように指示する体験の教育課程への位置付け及び、中学校・高等学校における充実

【情報モラルの育成】

- デジタルコンテンツなどを活用し、道徳との関連を踏まえた系統的な情報モラル教育の推進
- 児童生徒がスマートフォンやSNSなどを含む情報の受信・発信に関わるルールやマナーなどの情報モラルを確実に身に付けられる取組や、保護者向け研修等の一層の充実
- 教職員による個人情報や知的財産権に関する研修の充実

■教科指導におけるICT活用

○ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現

学習場面例	ICT活用の具体例
教員による教材の提示	画像の拡大提示や書き込み、音声、動画等の活用
個に応じる学習	一人一人の習熟の程度等に応じた学習
調査活動	インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録
思考を深める学習	デジタル教材を用いた思考を深める学習
表現・制作	ソフトを用いた資料、作品の制作
発表や話し合い	グループや学級全体での発表・話し合い
協働での意見整理	複数の意見・考えを議論して整理
協働制作	グループでの分担、協働による作品の制作
学校の壁を越えた学習	遠隔地の学校等との交流授業

■校務の情報化

- 「札幌市学校ネットワーク」上の教育用デジタルコンテンツの日常的かつ効果的な活用
- 校務支援システムの運用による、効率的かつ円滑な校務の推進

札幌市民憲章

わたしたちは、時計台の鐘が鳴る札幌の市民です。

元気でたらし、豊かなまちにしましょう。
空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。
きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。
未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。
世界とむずび高い文化のまちにしましょう。



(昭和38年11月3日制定)
(昭和61年6月6日一部改正)

札幌市平和都市宣言

戦争のない平和な世界を築くことは、人類共通の願いです。

この切なる願いにもかかわらず、平和に対する脅威、特に核兵器の脅威から、人類は今なお自由ではありません。

私たちは、戦争こそ地球環境を破壊する最大のものであり、平和にまさる市民福祉はないとの考えのもとに、人類がひとしく平和のうちに暮らせる世界が実現されることを願っています。私たち札幌市民は、日本国憲法がかかげる平和の理念に基づき、非核三原則を守ることを誓い、信義と公正を重んずる全世界の市民と相携えて世界平和の実現を望みつつ、ここに札幌市が核兵器廃絶平和都市であることを宣言します。

(平成4年3月30日)

さっぽろ地球環境憲章

前章（総論） わたしたちは、四季折々の美しい自然と豊かな文化を次世代へ伝え、地球と札幌のより良い環境を創造する札幌の市民です。

- 1章（自然環境） 豊かな水やみどりを守り、育むまちをつくります。
- 2章（省資源・循環型社会） 資源をむだなく使い、ごみの少ない循環型のまちをつくります。
- 3章（エネルギー） エネルギーの消費を減らし、自然エネルギーを活用するまちをつくります。
- 4章（消費活動） 環境に配慮した製品や食材を、進んで利用するまちをつくります。
- 5章（都市環境） 環境への負荷が少ない交通網を活用するまちをつくります。
- 6章（教育・学習・人づくり） 環境保全について学び、行動するまちをつくります。
- 7章（地球的視点と平和） 地球環境の改善に寄与し、世界の平和に貢献するまちをつくります。

(平成20年6月25日)

みらいを想う
Think Green
環境首都・札幌

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

前文（抄）

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にするを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならぬことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

(平成20年11月7日制定)

(平成21年4月1日施行)

安心して生きる権利

第8条
子どもは安心して生きることができます。

自分らしく生きる権利

第9条
子どもは自分らしく生きることができます。



豊かに育つ権利

第10条
子どもは、様々な体験を通して豊かに育つことができます。

参加する権利

第11条
子どもは、自分にかかわることに参加することができます。